1,500人が憲法いかす政治をアピール
6.9長野県民のつどい

プラカードアピールをする参加者

参院選挙に向け野党の共闘を確認

6月9日、長野市ひまわり公園で「6．9長野県民のつどい」が開催され、役員、事務局らが参加した。この集会には県内から約 1,500 名が参加し、憲法をいかす政治をアピールした。

今夏実施される参議院議員選挙に長野選挙区の野党統一候補として擁立が決定した羽田雄一郎参議院議員が登壇し「安保法制は必ず撤回させなければならない。みなさんと力を合わせていきたい」と意気込みを語った。また、杉尾秀哉、武田良介各参議院議員、中川博司氏、北沢俊美氏がそれぞれ政党代表としてあいさつし、野党の共闘と市民との連帯を訴えた。

議会の多数派を入れかえよう

法政大学教授で市民連合呼びかけ人の山口二郎氏が記念講演を行った。「現政権は国有財産や権限を私物化し、公私のけじめがなくなっている」と批判し、現在の国民の政治意識について「政治に対する不満と幻滅が広がる一方で、多くの国民は変化よりも安定を志向している。世の中に変化が起こるとしたら悪い方向にしか変わらないという諦めムードがあり、その無力感が現政権を支えている」と分析。「議会の多数派を入れ替え、国会機能を取り戻すために参議院議員選挙でノーを突きつけよう」と呼びかけた。

法政大山口教授

集会の終わりに「改憲勢力を少数に追い込み、憲法を守りましょう。貧困と格差をなくし、国民が主人公の平和な社会を作りましょう」とするアピール文を採択。集会後は長野駅までパレードを行い、「平和憲法絶対守ろう」「みんなと野党で未来を作ろう」とシュプレヒコールをし沿道に呼びかけた。

集会後はパレードを行った

無料期間後に高額な請求
求人広告の勧誘にはご注意を

医療機関の求人募集などに先生方はご苦労されていると思います。ハローワークへの登録や新聞広告掲載、最近ではインターネットでの求人広告も当たり前になっています。大手のインターネットの求人サイトでは 1 カ月数 10 万円～ 100 万円超の費用が必要です。

こうした中でインターネットの求人広告に無料で掲載できると勧誘し、その後高額な費用を請求する悪質な業者が増えています。

例えば、ハローワークなどに求人登録をした直後に、電話で 1 か月間無料広告ができると「無料」であることを強調し、資料提供を了承すると求人掲載の申込書と細かな文字で書かれた契約に関する条項が送られてくる。契約条項には、キャンペーン期間終了後に有料プランに更新されるなどの文言が入っていますが、よく読まずに無料ならまあいいかと申し込んでしまうとこれが契約書となり数その後十万円の請求書が届くといったような流れです。

事前に契約条項を渡しているといっても、無料掲載ののちに有料化されるといった重要な説明は一切しないで、契約を盾に支払いを迫る手口は悪質であり全国的にもトラブル事例が多発していますのでご注意いただきたい。

人材不足、経費節約などの弱みにつけこむ悪徳業者はいろいろと手法を変えながら標的を探しています。全てが悪質とは限りませんが、「無料」という甘い言葉に惑わされずに、契約文書などは必ず一読する必要があります。

医科医療機関向け新規個別指導対策講習会
心構えや指摘の多い事項など学ぶ

長野県保険医協会では 5 月 26 日アルピコプラザホテル（松本）にて、新規開業医向けの個別指導対策講習会を開催した。開業後 3 年以内の医師、又は開業予定の医師を対象に行い 6 医療機関 7 名が参加した。

講習会ではまず指導には集団指導、集団的個別指導、個別指導の 3 種類について解説。新規個別指導は指導大綱や関連通知では開業後概ね 6 カ月経過した険医療機関を対象に行われるとされているが、長野県では新規指定の翌年度中に行われることが多いこと、指導対象患者数や自主返還の期間など新規個別指導と通常の個別指導についての違いなどを説明。続いて集団指導、新規個別指導、集団的個別指導、個別指導それぞれについて、選定基準から指導当日の流れ、指導後の取扱い等を解説するとともに指導日前の準備や指導当日の心構え等を伝えた。また保険医療機関及び保険医療養担当規則、院内掲示物の注意点、診療録記載の留意点等を確認した。

新規個別指導対策に耳を傾ける参加者

最後に県保険医協会が 2002 年度以降、毎年関東信越厚生局長野事務所（旧社会保険事務局を含む）に対して開示請求してきた個別指導の指摘事項をもとに、指摘の多い事項や留意すべき事項を中心に解説した。特に医学管理や在宅療養指導管理料は、指導内容の具体性が乏しい、管理内容の要点が診療録に記載されてない等の指摘がされやすい。中でも特定疾患療養管理料は最も指摘が多いものの一つで、日頃から診療録の記載を充実させることが指導対策としても重要だとした。講習会終了後も質問の声が挙がり、充実した講習会となった。

労務管理セミナーに26名参加
改正労働基準法への対応考える機会に

26 名が働き方改革のポイントを学んだ

5 月 26 日、長野県保険医協会はアルピコプラザホテル（松本市）で労務管理セミナー「2019 年 4 月施行 改正労働基準法への対応策～何が変わった？ どう対応すべき？～」を開催、22 医療機関から 26 名が参加した。講師は特定社会保険労務士でブランカ社会保険労務士法人代表社員の石関裕子氏。今年 4 月から順次施行されている働き方改革関連法への対応策について解説した。

講師の石関氏

労働基準法では今年 4 月から、10 日以上の有給が付与される従業員に対し、5 日以上の年次有給休暇を取得させることが義務化された。パートタイム労働者でも、勤続年数によっては対象となる。従業員がすでに 5 日以上の有給休暇を取得している場合は基準を満たしているといえる。違反した場合は、対象となる従業員一人当たり 30 万円の罰金が科せられる。有給休暇を取得させていないが夏休みや年末年始の休みを付与している場合は、労使協定を結び有給休暇の指定付与をするとよいとのこと。ほかにも、「労働時間の適正把握」の義務化や高度プロフェッショナル制度の創設などが行われ、残業時間の罰則付き上限規制、同一労働同一賃金の制度化などについても今後改正される。

参加者から事前に寄せられた「有給休暇の買い取りの是非」や「昇給時に文書での契約を交わすべきか」とする質問についても解説し、フロアからも「半日や時間単位で有給休暇を与えることは認められるか」「有給休暇の計画的付与に関する労使協定は毎年結ぶ必要があるか」などの質問が挙がった。